条件反射制御法学会 第九回学術集会

～プログラム・抄録集～

テーマ

意識（第二信号系）と
無意識（第一信号系）の関係

開催日　令和２年９月２６日（土）

会　場　オンライン開催

主　催　条件反射制御法学会事務局

第九回学術集会プログラム

13：00～13：10　開会式

大会長挨拶　平井愼二（条件反射制御法学会理事長）

13：10～13：30　基調講演

行動に対する第一信号系と第二信号系の作用

講師　平井愼二（国立病院機構下総精神医療センター医師）

13：30～14：20　教育講演

座長：小早川明子（ＮＰＯ法人ヒューマニティ理事長）

受動意識仮説　～意識は無意識に随伴する現象か～

講師　前野隆司（慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授）

14：20～14：45　教育講演に対する質疑応答

----------休 憩 10 分----------

14：55～15：05　総会

司会　尾田 真言（条件反射制御法学会事務局長）

15：05～15：55　一般演題（第１座）

座長：中元総一郎（結のぞみ病院副院長）

1-1　外来で条件反射制御法を実施した性犯罪者の再逮捕

○長谷川直実，佐々木渉、田原和代、村山ひとみ

（医療法人社団ほっとステーション　大通公園メンタルクリニック）

1-2　韓国の条件反射制御法活性化方策

○朴相運（韓国　大同病院）

----------休 憩 10 分----------

16：05～16：55　一般演題（第２座）

座長：飯野海彦（北海学園大学法学部教授）

2-1　行動制御能力の障害で心神耗弱が認定された窃盗事件

○林大悟（弁護士法人鳳法律事務所）

2-2　刑事司法体系に信号系学説が与える影響

○尾田真言（ＮＰＯ法人アパリ事務局長）

16：55～17：00　開会式

ご挨拶

条件反射制御法学会 第九回学術集会開催に際して

条件反射制御法学会理事長
平井愼二

社会にはさまざまなことが起こります。良いこともありますが、悲惨なことが起こったときには驚き、悲しみを感じ、そして、そのようなことをするべきではないだろうという怒りや他の方法があっただろうと原因を作った人を責める気持ちが生まれます。そのような怒りや責めの気持ちが生じるのは、その悲惨なことの原因が人の場合です。

現在、新型コロナウイルス感染症が流行しています。原因に関して考えることはありますが、今はその流行の最中であり、対応に追われています。現在の対策に関して他のやり方があるだろうと政府などを責めるかというと、確固とした対案はなく、また、他の国と比較して日本が大きく劣っているかというとそうでもなく、現在の対策は効果が期待できるいくつかの方法の１つであろうとも考えます。ほとんどの人は新型コロナウイルス感染症に恐れを感じ、教えられた対応を心がけ、他者にその対応を呼びかけ、早く終わってほしいと祈るような気持ちをもっているでしょう。

そのように現在の流行に対して怒りや責めの気持ちが弱いのは、この流行の主役がヒトではなく、新型コロナウイルスであるからだと考えます。その圧倒的な自然の力には、抵抗よりも回避することを考えます。悲惨なことの原因がヒトか自然かで、我々ができることや考えることは大きく異なります。それは当然のことであり、ヒトの２つの中枢である第一信号系と第二信号系の各作用の特性に適った対応に似ています。

第二信号系が起こした不良な行為に関しては直接的に第二信号系に対して、不良であることを教え、あるいはそれに基づいて責め、他の方法があることを伝え、それに従うことを求め、従わなければ再び責めることを実行することで行動は変化します。

第一信号系には生理的成功行動の再現性の上昇と生理的失敗行動の再現性の低下という特性に従った対応をして、行動の変化を進めます。その対応を実現するのが条件反射制御法であり、この技法を 2006 年から展開させ、2012 年から集まりをつくって研究してきました。第一信号系の過剰な作動を相当な程度に制御できるようになってきました。

しかし、ヒトの行動は第一信号系だけでなく、第一信号系と第二信号系の両方の作用と相互の関係により生じます。実生活でのヒトの行動を変化させるには、どちらか一方の信号系だけに焦点をあてることでは効果が不良であり、２つの中枢の両方に、また、それら２つの中枢の関係を知って、ヒトに働きかけなければなりません。

今回の学術集会のテーマは、意識（第二信号系）と無意識（第一信号系）の関係です。その焦点を深く、また、先鋭に掘り下げるために、前野隆司先生から教育講演をいただきます。前野先生は、ロボットの中枢を対象にした行動制御の研究もされ、「受動意識仮説」を唱えていらっしゃいます。

今回の学術集会は新型コロナウイルスの特性に対応し、三密を避け、WEB 開催としました。皆様の活発なご参加により、精神科領域を中心とした個別の症状にはたらきかける技法、並びに治療体系および刑事司法体系のそれぞれと相互関係のあり方を向上させる検討を進めたいと考えます。

講　演

行動に対する第一信号系と第二信号系の作用

下総精神医療センター
平井愼二

ある時点において無意識的に過去の行動を司る神経活動が興奮し、それに対して、その行動をしないために抵抗する神経活動は意識的になされる。無意識的な神経活動と意識的な神経活動の摩擦に基づく苦悩や焦燥、並びに無意識的な神経活動による行動の方向に関する意識的な神経活動による把握が合わさった状態に対する評価が欲求であろう。

無意識は反射で行動を司る中枢であり、意識は思考で行動を司ろうとする中枢である。

条件反射制御法は無意識を標的にして進化の法則に則って働きかけ、特定の行動を過剰に生じさせる反射に対して、後に、その反射が作動しないように抑制し、また、その反射に対して制御する反射を作り、その制御する反射に意識的かつ無意識的に刺激を送って、特定の行動を生じさせる反射を制止する準備をし、さらに、無意識全体の駆動性を司る反射を過敏なものから穏健なものに変化させる技法である。

その技法の展開において行動を司る各中枢の作用と相互関係を次のように把握した。

無意識はパヴロフによる信号系学説の第一信号系に該当し、無意識的に反射で、自律神経、気分、動作を司って行動を再現する中枢であり、ヒトも他の動物ももつ。この中枢は、6～10億年前に植物と分かれたときから、動物が行動の中枢としてもち続けているものである。動物において生命を保ち、次世代に繋げる防御、摂食、生殖という生きる理（ことわり）に合致した行動(後には生理的成功行動と記す)に成功したときはそれまでの神経活動が定着してその成功行動を後に再現する傾向、ならびに失敗したときは逆の現象が生じて失敗行動を再現しなくなる傾向をもつ群が生き残り、現生の動物となった。また、その傾向が強い群が生存競争を勝ち抜き、その傾向が先鋭化し、生理的行動に成功したとき、それまでの神経活動を定着させ強化する生理的報酬と呼ぶべき効果が生じるようになった。この生理的報酬が生じるか否かで、第一信号系が生じさせる行動が決定される。

意識は第二信号系に該当し、意識的に評価、計画、予測、決断などの思考をして動作を司って行動を牽引し、本人の思考が及ぶ範囲で成功と評価する行動（後には社会的成功行動と記す）を未来に創造しようとする中枢であり、数百万年前までに二足歩行をし始めた動物、つまりヒトがもつ。この中枢は作用を強め、未来の行動の創造に留まらず、何らかの行動による成功を把握したときは生理的報酬と同様の神経活動を生じさせ、それまでの行動を定着させ、ヒューマンエラーにさえ繋がる。つまり、第二信号系は逞しく働き、実現を目指した成功までの計画、さらには空想での計画と成功は反射連鎖を成立させ、発展的な行動の原動力、あるいは逆に逸脱した行動の原因にもなる。

ある時点では、環境からヒトに刺激が入ると、無意識である第一信号系は過去に生理的報酬の獲得に成功した行動を再現し、意識である第二信号系は未来に社会的成功行動を創造しようとし、相互に刺激し合い、しかし、各系の方式を保って行動を作る方向に進み、２つの系の方向が同じならば２つの系は協調して円滑に行動を表出し、２つの系の方向が異なれば摩擦して、作動性が強い側の系が他方の系を従えて行動を進める。

そのようにして生じるある時点での行動や思考、その他の神経活動に無意識である第一信号系は強く影響するが、その第一信号系は過去に第一信号系の作用より劣勢であった第二信号系の影響、あるいは逆に第一信号系の神経活動より優勢に作用した第二信号系の影響を受けたものである。従って、第一信号系と第二信号系の作用方式に適った計画的な働きかけが、やめられない行動あるいは不快な自律神経や気分、不良な思考などの改善に効果的であり、また、意識により制御された行動、爽快な体調と気分、明るい希望の保持と向上にも効果的である。さらに、信号系学説を知らずとも、意識である第二信号系による継続的な努力が後の行動の決定に強く影響する。

受動意識仮説　～意識は無意識に随伴する現象か～

慶應義塾大学
前野隆司

人の心はどうなっているのだろう？　死んだら心はどうなるのだろう？　これらは，人間にとって最も知的好奇心をそそられる，現代の謎ではないだろうか？　実は，心の働きのうち，「知」「情」「意」「記憶と学習」の働きは，現代脳科学・認知科学によりかなり解明されてきた。一番の謎は，「意識」とは何か，という点である。つまり，私たち人間は，自然の美しさや生きている実感のすばらしさを「意識」し，問題に立ち向かうときに考えをまとめ決断する充実感を「意識」する。この，自分の中心にあるように思える生き生きとした「意識」が，脳の中でどのように作り出されるのかという点は，今も謎だと言われている。将来「意識」を持ったロボットができるだろうという人はいても，すぐに実現するための方法はまだ誰にもわからない。特にわからないのは，私たちが考えを巡らせたり，物事を見聞きした際に，どのようにしてあまりにもたくさんある情報の１つに「意識」を集中することができるのかということや，そのときにどんなメカニズムで感動したり幸せだと感じたりできるのかという点である。

これに対し，１つの面白い実験結果がある。人が指を動かそうとするとき，脳の中の，「動かそう」と意図する働きを担う部分と，筋肉を動かそうと指令する運動神経が，どんなタイミングで活動するかを計測したカリフォルニア大のリベット博士の実験である。結果は意外であった。筋肉を動かすための運動神経の指令は，心が「動かそう」と意図する脳活動よりも，0.5秒も先だというのである。常識的に考えると，まず人の心の「意識」が「動かそう」と決断し，それにしたがって体が動くと予想されるのに，結果は何と逆なのである。

この実験結果から，筆者は次のような新しい「意識」の見方を提案する。『人の「意識」とは，心の中心にあってすべてをコントロールしているものではなく，人の心の「無意識」の部分がやったことを，錯覚のように，あとで把握するための装置に過ぎない。自分で決断したと思っていた充実した意思決定も，自然の美しさや幸せを実感するかけがえのない「意識」の働きも，みんなあとで感じている錯覚に過ぎない。そしてその目的は，エピソードを記憶するためである。』「意識」は「無意識」のあとにやってくるというこの仮説は，突飛でショッキングに思えるかもしれないけれども，考えてみれば天動説と地動説の関係に似ている。昔の人は，地球が太陽のまわりを回っているという事実をはじめは信じられなかった。地球は世界の中心だと思いたかった。しかし，実は，地球は小さな惑星のひとつに過ぎなかった。これと同じである。意識は自分の中心だと思いたいけれども，実は小さな脇役に過ぎないのである。そして，そう考えれば心の謎を簡単に説明できるだけでなく，ロボットの心も簡単に作れるのである。

人間の心の大事な部分があまりにもたわいのない錯覚だなんて，信じ難いかも知れない。しかし，心とは，たわいもなくわかりやすいものだと知ることは，仏教でいう悟りの境地のように，自然に生きることのはじまりである。自然と共生した新しく安らかな人類の価値観のはじまりなのである。人類の偉大さが失われるのではなく，人類の新しいパラダイムの入り口なのである。

以上の論点について述べる予定である。

一般演題

外来で条件反射制御法を実施した性犯罪者の再逮捕

医療法人社団ほっとステーション　大通公園メンタルクリニック
長谷川直実、佐々木渉、田原和代、村山ひとみ

ほっとステーションは、多機能型精神科診療所であり、2010 年 12 月から条件反射制御法（以下、CRCT とする）に取り組んで来た。物質使用障害に対する CRCT では、主に医師と看護師が中心になって実施していたが、性的逸脱行動に関しては、男性精神保健福祉士、男性臨床心理士が治療開始当初から関与している。CRCT の実施に当たり、外来だけでなくデイケアやグループホームの場面で多職種スタッフが連携して行っている。グループホームにおいては、ショートステイを利用して入院に準じるように集中して治療に取り組むケースも出てきている。

性的逸脱行為のために、2010 年 12 月から 2020 年 7 月末までの期間、ほっとステーションで CRCT を実施した人は 81 名いる。81 名の中で、過去に逮捕歴を持つ 69 名について、その後の再逮捕率等について調べ、報告する。

この 69 名の内、最終釈放から 2020 年 8 月 1 日の時点で 1 年以上経過している 62 名中、その 1 年間で逮捕されなかったのは、約 93.5%、58 名だった。1 年以内に再逮捕に至った 4 名の内、2 名は CRCT を実施するきっかけになった性犯罪とは別種の性犯罪で逮捕されていた。

次に、最終釈放から 3 年以上経過している CRCT を実施した 38 名については、その最初の 3 年以内に 32 名・88.9%が逮捕されなかった。3 年以内に再逮捕に至ったのは 6 名で、その中で 3 人のクライアントが CRCT を実施するきっかけになった性犯罪とは別種の性犯罪で逮捕され、2 名が以前の性犯罪と同じタイプで逮捕された。

法務省の統計によると、刑務所と仮釈放後の保護観察の性犯罪者のための認知行動療法(以下、CBT とする)プログラムに参加した人の再犯率は、釈放後 1 年と 3 年の両方で 5.6%であった。CBT プログラムに参加していないが仮釈放された性犯罪者の再犯率は、1 年以内に 12.7%、釈放後 3 年以内に 16.8%であった。仮釈放の対象とならず、満期に釈放された性犯罪者の再犯率は、1 年以内に 19.5%、釈放後 3 年以内に 25.5%であった。前述したほっとステーションのデータでは、CRCT を実施した性犯罪者再逮捕率は、最終釈放後 1 年以内が 6.5%、3 年以内が 11.1%ということになる。これは、刑務所と保護観察で CBT プログラムに参加した性犯罪者の再犯率よりも高いが、CBT に参加しなかった仮釈放の人よりも低い。服役中の CBT プログラムは、知的障害がなく、モチベーションが高く、受刑態度に大きな問題がないといった条件を満たしていなければ受講できない。我々の対象者では、69 名中、24 名(35%)が、知的障害か発達障害を併存しており、その他の人の中でも統合失調症などの精神疾患に罹患している人がいる。したがって、我々の結果を刑務所と保護観察所での CBT プログラムと単純に比較することはできない。

69 名の内の 13 名が病院または矯正施設で CRCT を開始し、退院後、ほっとステーションでフォローアップされている。そのうちの 20 代の 2 名が退院した後、再び性犯罪を引き起こしたが、2020 年 8 月 20 日時点で 11 名が再逮捕には至っていない。この 11 名の中で 3 年以上再逮捕されていないのは 6 名で、最長は 12 年と 9 ヶ月になる。

韓国の条件反射制御法活性化方策

大同病院（韓国）
朴 相運

大同病院は都心の精神科病院であり、治療共同体の理念に基づいた力動的チーム医療を実践して、短期入院、デイケア、外来中心の医療を目指している。現在、2 つの保護病棟と 1 つの開放病棟、1 つのリハビリテーション病棟を運営している。

最近になって、嗜癖に関連した難しい患者の事例が増加している。これを解決するために、嗜癖に対する新たな治療技術を探していた。2017 年 6 月、日本札幌市にあるほっとステーションの見学時、条件反射制御法（以下、CRCT とする）を紹介された。同年、報告者は大阪で開かれた CRCT 研修会、千葉での学術集会に参加し、2018 年の初めには国立病院機構下総精神医療センターで実地研修を受けた。

研修後、本院で CRCT チームを作り、2018 年 2 月から韓国で初めて本院で CRCT を実施した。まず、CRCT のチームメンバーが学べるよう CRCT の解説書を 2 冊、翻訳した。チームは医師、看護師、臨床心理士、精神保健社会福祉士で構成した。毎週 1 回、1 時間ずつのグループスタディをしながら進行状況を共有してきた。CRCT 対象者は、アルコール症、薬物乱用、病的賭博、自傷行為、病的窃盗、ニコチン嗜癖、摂食障害、性嗜好障害、パニック障害などで主治医と担当職員による勧めに応じた者とした。CRCT グループで検討しながら、疑似物質を揃え、各ステージの解説書と試験用紙を準備した。

CRCT 導入初期であるため、医師をはじめとする職員の CRCT に対する理解不足に対しては、治療時の疑問点を記録しておき、LINE で日本の先駆者達に質問し、回答を得た。他にも多くの困難があるが、CRCT チームの検討により対応し、研究を進めた。その結果、CRCT に効果があることを把握し、嗜癖の治療に困難を感じているときに使用する 1 つの治療方法として韓国でも CRCT を普及しなければならないと考えた。

2019 年 12 月、第一回条件反射制御法韓国研修会を本院で開催し、様々な職種の 46 人（専門医 13 人、精神健康の専門要員 21 人、看護学科の教授 10 人、社会福祉教授 2 人）が参加した。新しい嗜癖の治療である CRCT に関心を持ったようであった。

第一回条件反射制御法韓国研修会の後、修了者の集まりが SNS を作って資料や学会情報を共有した。韓国研修会に関して惜しかった点は司法行政機関からの参加者がいなかったことであり、嗜癖関連犯罪者に CRCT を受ける機会を提供することができないことであった。幸いなことに、地元の新聞に韓国研修の記事が掲載され、法精神学会学術誌「法精神医学研究」（2020）‐“韓国の条件反射制御法の最初の試み”という論文が掲載されて外部に知らされた。

本院において 2020 年に入って CRCT 対象者数が大きく減少した。CRCT の維持が難しく、途中であきらめることが原因となっている。そのため、第一回条件反射制御法韓国研修会修了者の活動や追加の検討がなされていない状況である。CRCT 継続を阻む困難性を把握して、本院の現状を考慮した活性化が必要であると判断され、既存 CRCT 参加者と韓国研修会修了者に対してアンケート調査や面談調査を実施する予定である。今後、CRCT は広く活発に適用されるべきであり、調査結果を基に CRCT の効果的な運用方法を模索し、既存の実施方法を代替する形で位置づけされるように、その具体的な方策を報告する。

行動制御能力の障害で心神耗弱が認定された窃盗事件

弁護士法人鳳法律事務所
林 大悟

責任能力の意義につき、判例は、「心神喪失ト心神耗弱トハ孰レモ精神障礙ノ態様ニ属スルモノナリト雖、其ノ程度ヲ異ニスルモノニシテ即チ前者ハ精神ノ障礙ニ因リ事物ノ理非善悪ヲ弁識スルノ能力ナク、又ハ此ノ弁識ニ従テ行動スル能力ナキ状態を指称シ、後者ハ精神ノ障礙未ダ上叙ノ能力ヲ欠如スル程度ニ達セザルモ、其ノ能力著シク減退セル状態ヲ指称スルモノナリトス」と定義しており（大審院昭和６年１２月３日判決）、学説も、これを支持するのが一般である。

判例を支持する学説の理論的根拠は以下のとおりである。

責任とは、構成要件に該当する違法な行為についてその行為者を非難することである。規範的責任論は、かかる責任の要素として、行為者に適法行為の期待可能性が存在すること、すなわち、行為の際の具体的事情からみて、行為者に、その犯罪行為を避けて他の適法行為に出ることを期待し得たという状態の存することが必要であると解する。かかる規範的責任論は、学派的対立を超えて責任論の共有財的地位を与えられていると評価されている。

上記の規範的責任論によれば、責任非難は、行為者に当該犯罪行為を避けて適法行為に出ることの期待可能性があることが前提となる。そして、当該犯罪行為を避けて適法行為に出ることが期待できたといえるためには、具体的事情からみて、行為者が、当該犯罪行為の違法性を認識できたこと、及び、その違法性の認識に従って当該犯罪行為を行わないことができたといえる必要がある。

このような規範的責任論の論理を踏まえると、責任能力制度とは、精神の障害のために、行為者が自分の犯罪行為の違法性を認識することができないか、あるいは、当該犯罪行為が違法であることを認識することはできていても、当該犯罪行為を思いとどまることができなかった場合に、責任非難ができないことを認める制度であるということができる。

かかる理解を前提とすると、事理弁識能力（判例の「事物ノ理非善悪ヲ弁識スルノ能力」）とは、具体的な場面において、当該行為の違法性を認識する能力（認識的要素）を指し、行動制御能力（判例の「弁識ニ従テ行動スル能力」）とは、その認識に従って反対動機を形成して犯行を思いとどまる能力（意思的要素）を指すと定義される。

信号系学説によると、多くの場合、ヒトは、結果を予測し、実行を決断する思考である第二信号系が過去に生理的報酬を獲得した定型的な行動を無意識的に再現する第一信号系を状況に応じて制御し、社会的に大きな逸脱をせず、行動している。ところが、第一信号系に抵抗して、第二信号系が動作を司ろうとしても、第一信号系の特定の反射連鎖がはるかに強くなり、本人が思いとどまろうとするにもかかわらず、逸脱行動が反復される状態に至るケースが生じる。万引きが止められない衝動制御障害たるクレプトマニアは、その典型例である。この場合、違法性の認識はあるため、通常は、事理弁識能力は減退しない。ただ、抵抗し難い衝動が生じ、万引きを思い止まることが困難となり、行動制御能力は減退していると評価され得る。

報告においては、クレプトマニア単独の症例で心神耗弱を認定した近時の裁判例（東京地裁令和２年４月３日判決）と、筆者が弁護を担当した発達障害・クレプトマニア・摂食障害の症例で心神耗弱を認定した裁判例（大阪地方裁判所岸和田支部平成２８年４月２５日判決）を紹介したい。これらの裁判例はいずれも、当該被告人は、犯行時、違法性の認識は有しており、事理弁識能力は保持されていたものの、犯行を思いとどまる能力である行動制御能力は著しく減退していたと認定されたものである。

刑事司法体系に信号系学説が与える影響

ＮＰＯ法人アパリ
尾田真言

１　現行刑法の基盤理論

現行刑法はヒトの行為が第二信号系（思考して行動をつかさどる中枢）のみに基づくことを前提に制定されており（刑法 38 条 1 項故意犯処罰の原則）、犯罪者が犯した罪に相応する刑罰を応報として科すことを目的としている（行為責任の原則）。日本の刑法には治療処分はなく、心神喪失者等医療観察法も、重大な刑事事件を起こしたが、心神喪失あるいは心神耗弱により、執行すべき刑を科せられなかった者に対してのみ強制的に入院処分あるいは通院処分を義務づけるのにとどまっていて（刑罰優先主義）、第二信号系が特定行動で阻害される反復違法行為者に対しては、治療を義務づける規定を持たない。

２　刑事司法制度における回復プログラムの導入

平成 17(2005)年に受刑者処遇法が制定され、改善指導を義務付けることができるようになった（刑事施設収用法 103 条 1 項）。また平成 19(2007）年に更生保護法が制定され、特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇を社会内処遇として義務付けることができるようになったが(更生保護法 57 条 1 項 3 号)、実際には、服役期間に比べてわずかな時間のプログラムが教育として実施されているのにとどまっている。

３　治療処分創設の必然性

言語を持つヒトのみが持っている第二信号系の他に、動物ならばすべてが持っている第一信号系（生まれながらにして持っている先天的反射と生後に獲得する後天的反射で行動をつかさどる中枢）がともにヒトの行為を成り立たせているのだから、反復違法行為に対しては現行刑法の枠内にある違法行為処罰法（第二信号系に対する刑罰＋教育）だけでなく、違法行為治療法（第一信号系の過作動に対する治療＋訓練）を創設しないといけないことになる。このように治療処分の創設は条件反射学説からは論理必然的に導かれる。

４　治療あるいは訓練を選択しないことを有責とする発想

第一信号系による違法行為に対しては治療を、第二信号系による違法行為に対しては刑罰を科すという考え方に立つ以上、治療しなければ違法行為を繰り返すことが分かっていながら治療せず再犯に及んだ者に対しては、治療を科すほかに、治療しなかった不作為に対してもそういう判断をした第二信号系に対する非難として刑罰を科すべきだと考える。なぜなら人を殺してはならないという規範を殺人罪が規定しているように、第一信号系が過作動を起こすようになった場合には治療する義務があることを明らかにするためには、治療しないという不作為を「治療しない罪」として規定する必要があるからである。

５　刑事司法制度の目的　～ ∞連携構想の必要性 ～

援助側機関は治療を、取締側機関は抑止力を提供するが、そのどちらか一方で足りるものではなく、自分にない機能はそれを持つ機関に委ねないと十分な対策とならない。すなわち援助側機関にとどまっていて何度も失敗を繰り返す者に対しては、抑止力をかけるために取締側機関の面接を受けるように促し、逆に、いつまでも社会と刑務所を行ったり来たりしている者に対しては、援助側で治療を受けるよう勧めないといけない。両機関は対立するのではなく、協働していかないといけない。

「いま」を
どう生きるか。

特定非営利活動法人
潮騒ジョブトレーニングセンター
事業所案内

潮騒アディクションビレッジ会館

下津寮

1. 仲間との共同生活
2. 「12ステップ」と医療機関と連携した治療プログラムを活用した回復支援
3. 職業訓練と就労支援

潮騒ジョブトレーニングセンターは、薬物やアルコール、そして処方薬などの物質使用障害や、さらにはギャンブル、窃盗癖などの「止めたくても止められない」行動を持ち、生きづらさを抱えている方々に、安心できる居場所を確保し、回復のために治療と生活訓練で構成したプログラムを提供しながら、地域の中での自立を支援する民間施設です。

■設　立 2009年12月

■代 表 者 理事長　栗原 豊

■事業規模 施設数…21施設(2020年1月1日現在)
職員数…常勤23名・非常勤5名
当事者スタッフ20名(2020年1月1日現在)

■経営理念 「すべては回復のために」

① 反復する逸脱行動に対する治療や回復を図り、一人ひとりの存在意義の発揮を支援する。
② 独自の職業訓練等への参加を促し、社会復帰と生活自立に向けた動機付けを行う。
③ 生きづらさを抱える方々の受け皿としての機能を拡充させる。

「いま」
どうしたいのか。

1 入所・通所サービス事業

回復を目指す仲間との共同生活を行います。安心・安全にプログラムに取り組むための居場所を提供します。

●鹿嶋市
①潮騒アディクションビレッジ会館（事務局・デイケア）
②下津寮（共同生活寮）
③中寮（共同生活寮）
④鹿島灘ホーム（共同生活寮）
⑤小山寮（共同生活寮）
⑥平井シェアハウス（共同生活寮）
⑦ゆかたの里（グループホーム）
⑧鉢形寮（共同生活寮）
⑨志崎寮（共同生活寮）
⑩神野寮（共同生活寮）
⑪潮騒農場（就労支援）
⑫潮騒食堂おらげのかまど（就労支援）
⑬しおさい寺子屋食堂たんぽぽ（就労支援）

●神栖市
⑭女性ハウス（共同生活寮）
⑮女性シェアハウス（共同生活寮）
⑯ひだまり（就労支援）

●潮来市
⑰日の出寮（共同生活寮）

●鉾田市
⑱上幡木寮（共同生活寮）

●行方市
⑲玉造寮（共同生活寮）
⑳かすみがうら作業所（就労支援）

○東京都
㉑江戸川寮（共同生活寮）

○関連事業所
㉒百寿（高齢者デイサービス）
㉓はまなすクリニック（心療内科・精神科）
㉔株式会社潮騒（施設管理）

福祉・医療機関と提携し、心身共にケアしながら回復を目指します。

2 回復プログラムの提供

提携医療機関が策定した診療計画にもとづくデイケアとして、「12ステップ」プログラムを活用したグループミーティング、地域清掃活動、ウォーキング・ソフトボール・ストレッチなどのスポーツプログラム、俳句・カラオケ・麻雀・調理・絵画などの趣味活動や映画上映会を行います。その他、条件反射制御法など、個々に応じた治療プログラムを取り入れています。プログラムの原理と仲間の力が回復には欠かせません。新しい仲間が繋がり続けることこそが、私たちの原動力です。

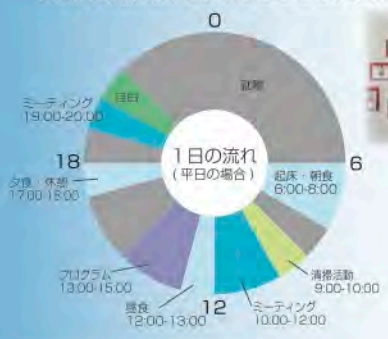

3 就労支援事業所等の運営

体力などの面で働くことが難しい方は、農産物の生産・加工・販売や、家屋修繕などの軽作業、そして食堂運営などの就労訓練を行うことができます。回復の度合いに応じて作業の対価である工賃をもらいながら、自分のペースで働くこともできます。

4 当事者及び家族の為の相談支援

当事者とその家族からの電話相談、来所相談を随時行なっています。また、家族会を定期的に開催し、家族関係の修復にも寄与しています。その他、要請を受け、出前ミーティングとして病院での講演活動を行っています。

5 司法サポート

■医師・弁護士との連携
当事者や弁護士からの要請を受け、裁判中の被告の情状証人として出廷し、協力医療機関や弁護士と連携しながら、裁判において回復プログラムの有効性が考慮された適切な処分を求めていくための支援を行います。

■受刑者との交流
刑の一部執行猶予制度の受け入れ元としての支援、保釈期間を利用しての集中支援などを行なっています。刑務所への面会、受刑者との文通にも積極的にも取り組んでいます。刑務所や保護観察所での教育活動を行っています。

■教育活動
刑務所や保護観察所での教育活動を行なっています。
・府中刑務所(月1回)　・水戸刑務所(年2回)
・水戸保護観察所(月1回)

6 情報発信

医療・福祉機関や関連団体、自治体等が主催する各種セミナーに参加したり、独自のセミナーを開催します。その他、ニュースレター等を定期的に発行し、地域への理解啓発を図っています。

7 地域社会への予防・啓発活動

行政からの相談業務の受託、各種団体の研修受け入れ、福祉施設への慰問演奏を行っています。また、地元理解を促進するため、フォーラムやパレードを開催したり、地域イベントにも積極的に参加しています。

「これから」を取り戻す。

特定非営利活動法人 潮騒ジョブトレーニングセンター
事務局：茨城県鹿嶋市宮中4-4-5 潮騒アディクションビレッジ会館内
TEL:0299-77-9099 FAX:0299-77-9091
http://shiosaidarc.com

潮騒ジョブ
トレーニングセンター
理事長
栗原 豊

2020.09.16

条件反射制御法学会第九回学術集会
プログラム・抄録集

発行・編集　条件反射制御法学会事務局

〒162-0055
東京都新宿区余丁町 14-4
NPO法人アパリ内

本冊子の内容の無断複写・複製・転載などを禁止します。